

### 第3回「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」(案)に係る公聴会 会議録

■日時：令和4年1月28日(金曜日) 14時30分から開始

■会場：大阪府立大学 I-site なんば 2階 カンファレンスルーム

(司会)

お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまより、大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画(案)に係る公聴会を開催いたします。

本日司会を務めます、大阪府・大阪市IR推進局の金島と申します。

よろしくお願いいたします。

本公聴会は、特定複合観光施設区域整備法第9条第7項に基づき、大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画(案)について、公述人の方からご意見をお伺いする場となっております。

本日は11名の方が公述を予定されております。

うち1名の方はやむを得ない理由により本日欠席されますので、最後に私から代読させていただきます。

公聴会の開会に当たりまして、皆様にはいくつかご協力お願いを申し上げます。

会場内におきましては、携帯電話等の電源は切るか、マナーモードに設定し、通話はしないでください。

私語、やじ、その他公述以外の発言はしないでください。

公述人の発言に対する賛否の表明、または拍手はしないでください。

公述人および傍聴人の方は、撮影・録音はしないでください。

飲食および喫煙はしないでください。

職員による記録、また報道機関の取材のため、会場内を撮影・録音いたしますのでご了承ください。

なお、体調不良やお手洗い等、やむを得ず途中退出される場合は、お近くの職員にお申し付けの上、他の方の公述に影響のない範囲でご退室ください。

その他、配布しております注意事項をご覧ください、公聴会が円滑に行うことができますよう、皆様ご協力をお願い申し上げます。

それでは、開会するにあたり、まずは大阪府・市の登壇者をご紹介します。

IR推進局次長の吉本でございます。

IR推進局企画課長の恒川でございます。

IR推進局企画課参事の浅井でございます。

以上の3名でございます。

次に、IR推進局次長の吉本からご挨拶いたします。

(次長)

皆さんこんにちは。

本日はお忙しいところにも関わらず、大阪IRの区域整備計画案に係る公聴会にご参加いただき誠にありがとうございます。

本日の公聴会では本計画に対し、ご意見を賜りたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

それでは、公聴会の進行についてご説明いたします。

公述は受付でお渡ししました番号札の順で行っていただきますので、番号を呼ばれた方は、お席にて、公述いただきますようお願いいたします。

公述に当たっては、立っていただいても、座っていただいたままでも結構です。

公述いただく内容につきましては、公述の申し出のときにご提出いただきました要旨に沿って、公述いただきますようお願いいたします。

なお、計画の案に関係のない内容につきましては、公述することができないことを念のため申し添えます。

公述いただく時間につきましては、既にご通知しております通り、5分以内とさせていただきます。

必ずしも5分間公述していただく必要はございません。

終了時間前に公述を終えていただいても結構です。

開始から4分経過しましたらベルを1回鳴らします。

開始から5分経過しましたらベルを2回鳴らしますので、速やかに公述を終了してください。

最後に、公述人および傍聴人の皆様をお願いいたします。

本日の公聴会は、大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画(案)に対する意見を述べていただくものであり、質疑応答を行う場ではございません。

また公述できる方は、あらかじめ申し出をいただいた方のみとなっております。

もし、公聴会の秩序や進行を乱すような発言や発声などの行為があった場合は、会場から退場していただくこともございますのでご注意ください。

それでは、ただいまから公述をお願いいたします。

マイクをお願いします。

では番号1番の方、お願いいたします。

(公述人1)

ギャンブル依存症対策についての意見を述べさせていただきます。

ギャンブル依存症対策は、整備に関する計画概要版にも、懸念事項対策のかつこタイトルです。

依存症対策のトップランナーをめざし、いろいろな計画がありますが、何をしても完全に防ぐことが今までできなかつたから懸念事項になっているのです。

懸念されるのであれば、やめるのが行政ですよ。

説明会にも行きましたが、推進局はIR事業者が実施する対策のほか、大阪府・大阪市が実施する対策があります。

これでギャンブル依存症がなくなるとは明言しなかつたのです。

説明会やこの公聴会。一応のやっている感。

推進局で答弁していた方の言葉は、民間の企業の方としか思えない答弁です。

あの答弁が公僕である公務員の答弁とは思えない答弁です。

世界中の人が不幸になる要因があるのです。

公費を出してまで賭博場を作ることがおかしいのですが、IR事業者が実施する対策は当たり前です。

いやそれ以上、大阪府・大阪市が実施する対策の費用も上乘せすべきです。

コロナ禍であれ、あれだけ病床を増やしてほしい。保健師を増やしてほしいという声がありました。

でもなかなか増えないのに、賭博場を作るためなら医療機関職員や警察官を増やすのですか。

大阪は反社と関係しているのではと思えるほどです。

IRはUSJの1.4倍になる2,000万人の人が夢洲に来て、550万人の人がカジノで遊んで、1人140万賭けて遊ぶという計画で進められています。

こんな計画が成功するはずがありません。

そして、どれだけ依存症対策をしても、依存症になる人が出てくるから、カジノ業者が儲かるのです。

依存症の人の対策にまた莫大なお金がかかるのです。

大阪カジノの賭け金は6兆円見込んでいます。

日本中の競馬の賭け金は3兆円、全国のセブン・イレブンの売り上げは5兆円です。

日本でカジノをすることになっているMGMは、世界に29施設持っていますが、その売り上げは14兆円です。

入場料は6,000円です。入ってしまうサラリーマンが多発するでしょう。

そして、依存症になってしまいます。

ギャンブル依存症は鬱になります。

先日、鬱でクリニックにガソリンを撒いて大量殺人がありました。  
カジノができて世界中でギャンブラーの何%かの人がこんな事件を起こさないとも限りません。  
警察官を増やすことも考えているみたいですが、こんな犯罪どうしても抑えられないでしょう。ガソリンがどこかで撒かれるとも限りません。  
大阪はコロナ死者ワーストワンです。  
ツイッターでそんな情報が出て、その後の何ヶ月後かに大阪で起きた大事件、犯人は貯金残高0になっていました。  
カジノでも大阪に予想されることです。  
もうこれ以上人が不幸になる原因を作らないでください。  
それも、国や行政が手を貸すなんてとんでもないことです。  
周辺の治安にも影響、これだけ麻薬や反社・半グレが多い中、もう反社は動いているに違いありません。  
この前、警察に器物損壊の被害届けを出しに行ったとき、暴力団の捜査室の看板を見ました。大阪のゴミの最終処分地、物流の港、野鳥のすみかを壊していく大阪。これが行政のすることですか、間違っていると思います。  
世界中で不幸になる人が増えます。  
人を不幸にすることに公費を使わないでください、カジノ誘致絶対反対です。

(司会)

どうもありがとうございました。  
それでは続きまして、番号2番の方、お願いいたします。

(公述人2)

私の方からは関西のIR、の実現ということに賛成の意見を述べさせていただきます。  
万博は一過性のイベントでございますが、IRは継続的な大阪、あるいは関西の活性化に非常に寄与するものだと思います。  
統合型リゾートと言われますが、カジノやエンターテインメントだけが、今回のIRではなくて、MICEと言われる展示場であるとか、会議場であるこういう経済施設が同時に、カジノ事業者に作っていただくことになっておりますので、これは非常に有効な施設、本来であれば私はそれこそ行政がやるべきだと思ってるんですが、お金がない行政ですので、それを今回のIRで実現すると。2点申し上げます。  
まずMICEの規模なんですけれども、展示場が2万㎡。  
それから国際会議場が1万2,000人の収容と、これは規模的にはそれほど大きくはないんですがセットでこれができるということは非常に関西にとっては日本にとっても有力なことであろうかと思えます。

ただ世界の中でのMICEというのは非常な国際競争の真っ只中にごさいます、日本は残念ながら、東京ビッグサイト、これは世界の50位にも入らない貧弱な施設でございます。当初、10万㎡の展示施設を要望しておられましたけれども、それが今現在は2万ということで、この国際競争力にこれで勝てるのか、ということが非常に心配です。

例えば、現在インテックスが7万㎡ということですが、拡張ゾーンで今計画されている拡張ゾーンというのがあるんですが、本当に10万㎡の展示場が入るのか非常に心配しております。

そういう意味では、韓国、あるいは中国で大規模な、例えば韓国はイルサンで10万㎡もう既に持っておりますし、さらに大きな拡張を計画されております。

そういう意味では日本がまたここで遅れていく心配をしておるところでございます。

それから施設の規模だけでなく、建物が出来ても実際にそういう会議、あるいは展示会を誘致しないとイケないんですが、残念ながらセールsteamが非常に貧弱だというふうに言われております。

こういう国際会議とか国際展示会というのは5、6年前からずっと誘致活動していかないとイケないんですけれども、そういうためにも予算や人材、これも本来なら私はいわゆる公費でそういうことをやらないとイケないんですが、それもお金がないということですから、こういうIR事業者にもそういう点についても協力していただいて、MICE振興をしていただきたいというふうに考えております。

その場合、MICEっていうのは誘致だけでなく本来は作っていくもんなんです。世界のこういうMICE施設っていうのはほとんどそこが、どんどん国際会議を作っていくたりあるいは展示会を作っていくって、その場所でしかない世界の人たちが来る展示場あるいは国際会議というのがもうブランドになってきてます。

そういう意味では非常に世界のMICE創出というものに対抗していくためには、大阪あるいは関西の産業集積にふさわしいMICEの創出と。特に今回、大阪万博の関西万博の「いのち輝く」という理念に沿った産業、これは万博のレガシーにもつながってくるものだと思いますので、ぜひともこのMICEの創出ということについても、これから実現していただきたいと思う次第でございます。

以上です。

(司会)

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、番号3番の方、お願いいたします。

(公述人3)

そもそもカジノというのは賭博場です。

そのカジノを中心としたIR事業を、大阪府・大阪市に新たに人、物、投資を呼び込むため

の手段とする発想自体がもう不健全という他ありません。

そしてカジノ誘致することには、ギャンブル依存症の拡大、暴力団対策上の問題、マネーロンダリング対策上の問題、多重債務問題の再燃の危険性、青少年の健全育成の悪影響等の様々な問題があります。

ギャンブル依存症対策について最高水準の規制をするなどと言われていますが、規制を強化すれば、カジノの利益が低下して、利益背反とならざるを得ません。

すなわち、ギャンブルによる被害が発生しないような依存症対策はありえません。

そして、大阪府・大阪市においては、新型コロナの感染症の拡大以前には多くの外国人旅行者が訪れていました。

それにもかかわらず、先ほど述べたような様々な問題のある、カジノを中心とした I R 事業を観光事業の基盤とする必要はないので、本計画は即時撤回すべきであると思います。

また長期事業計画は 35 年間とされていますが、その間に事業者の問題があったり、想定よりも負の影響が大きかったりした際に、事業を止めさせる手段が確保されてるか、この点についても判然としません。

特定複合観光施設区域整備法の 10 条 1 項で、区域整備計画の認定の有効期間は 10 年とされていて、同条 2 項で更新を受けることができるとされています。

そしてその際には、府議会の議決や、大阪市の同意が必要となりますが、議会の判断によって区域整備計画の更新をした場合に、大阪府・大阪市は損害賠償を負うことになるのか。負うとした場合にその具体的には何なのかということも判然としません。

例えば、本区域整備計画案の 29 ページの (4) に記載されている履行確保に関する事項をもってしても、改善されない場合にはどうなのかなど、記載は全くありません。

もし損害賠償を負うとなれば、住民のために議会の議決等で更新しないと判断が難しく、不当な影響を与えることとなります。

そして結びの水都をコンセプトとし、大阪・関西を世界とつなぐゲートウェイなどと記載されていますが、夢洲の立地の悪さや、関空などからのアクセスの悪さからして、ゲートウェイへとなるはずはありません。

また、大阪・関西が古くから育んできた伝統・文化・精神を継承し、I R 施設計画及びコンテンツに反映し、新たなエンターテインメント、イノベーションを生み出す、ここしかないオンラインワンの I R を実現するとありますが、なぜそのためにカジノを中心とした I R 施設が必要なのか、これも区域整備計画案から判然としません。

さらに I R 区域の位置としては、夢洲が予定されていますが、夢洲においては土壤汚染・液状化の問題が指摘されており、I R 区域としてのその安全性が非常に問題です。

そしてその対応を含め、I R 事業用地の適正が確保できることもありますが、既に報じられているとおり、土壤汚染対策、液状化対策のため、大阪市において 790 億円を負担するとされています。

しかもその負担の根拠としては、土地使用者責任ということが挙げられていますが、そうす

るとこの金額が上限とは言えず、さらに大きくなる可能性があります。

そもそも夢洲において、恒常的な大規模集客施設を開設するという計画自体が無理があると言わざるを得ません。

さらに、上記大阪市の負担については、起債を充当し、土地賃料収入等により償還がされるとされていますが、これでは賃料収入がほとんど償還のために消えてしまう計算となります。

夢洲に埋立て地として使用し続けて処分した方と比較して劣位性が明らかになり、早期に計画案を撤回すべきと思います。

以上です。

(司会)

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、番号4番の方、お願いいたします。

(公述人4)

今回のカジノ誘致を内容とする計画案については、ギャンブル依存症や住民の財政上の負担をはじめ様々な問題がありますが、私は地域の合意形成などほとんど図られず進められてきたものである、という観点から意見を述べさせていただきます。

そもそも、ある政策について地域の住民の合意形成を図るのであれば、その政策によるメリットだけではなく、その政策によるデメリットについても、悪い想定も含めて公平に地域住民に示した上で進めるべきです。

そして、ただセミナーで説明さえすれば合意形成ができるものではなく、合意形成というのであれば、説明の上に住民の意見があればそれを十分考慮して取り入れたり、対話したりしながら政策を推進するかどうかを決めるべきでしょう。

しかし、今回の大阪でのカジノ推進は、ただただ経済的効用についてのみ、仮定に基づく数字を上げて強調する一方、ギャンブルによる経済的社会的損失や住民負担などについて、現状で想定される危険性について、地域住民に具体的に示されることなく、これまで進められてきました。

そのこと自体が完全に誤りです。

また、整備法12条では、地域の意見を反映する仕組みとして、地域住民を含めた協議会の設置が可能とされています。

しかしなぜか大阪ではこのような協議会の設置すらしてきませんでした。

そのため、これまで住民の意見を聞いて、その内容を計画に反映させる手続きは、大阪IR基本構想案に対するパブリックコメント以外には行われていません。

その唯一、住民からの意見を聞く手続きとして行われた大阪IR基本構想案へのパブリックコメントについては、その結果の多くがIR誘致に反対する意見でした。しかし、今回の

計画書にはこのようなパブリックコメントを実施したことすら記載がありません。

住民の意思や合意の形成などは本当はどうしてもよくて、カジノによるマイナスの要素や都合が悪いものは無視して、誘致ありきで政策を進めてきたのではないかと批判されても仕方がないと思われます。

もとより地域住民に対するアンケート等も実施されていません。

この点、この計画案の中では、これまでセミナーを多数実施してきたと書かれていますが、そもそも説明会という名称ですらない、ただのセミナーという存在自体どれだけの住民が知っているのでしょうか。

同じく I R を誘致していた横浜では批判されながらも、当時の林市長が住民に政策決定者として直接説明をするなどして、広くその内容が市民に知らされることになったことは非常に対照的な進め方です。

実施してきたというセミナーの内容も、観光など抽象的な I R の必要性の話に終始しており、実際に今回大阪で進められる具体的な計画内容について詳しく説明をし、住民から意見を聴取するのは、実質的に今回が初めてです。

これまで現大阪市長の松井さんなどが、今回のカジノは民設民営なので、カジノ開設に伴う自治体の負担があたかもないかのごとき説明をしてこられました。

このことを信じてきた住民も多くいるのではないかと思います。

埋立地である夢洲については、以前から土壌汚染対策など相当費用がかかることは、多方面から指摘されてきたところですが。

これまで、その内容やその可能性すら、大阪府・市は住民に説明してきませんでした。

今回、議会の議決に対してギリギリのタイミングで、新たに大阪市の負担として土壌汚染対策などの費用として 790 億円近くの負担が生じる見込みであることが発表されました。

このような結果は、そもそも公募に応じる業者が公募参加資格の時点で MGM・オリックスの 1 グループに絞られていた結果、業者間の競争原理も働かず、どうしても I R の誘致をしたい自治体側としてはその MGM などが撤退されると、I R 誘致ができなくなる立場だったということで、MGM などの意見を相当取り入れた結果でないかという疑念も払拭できません。

そして今回認定申請計画についての説明会などについては、府政だよりにすらその内容が載っておらず、市・府民はその説明会の存在を知る期間がほとんどありませんでした。

全くの周知不足の中、説明会を動画配信するなどといった工夫も全くなされていません。

しかも今回の公聴会やパブリックコメントを実施した後、2月・3月議会にこの計画案をかけるということです。

公聴会やパブリックコメントを踏まえてその意見を聞いて、その内容を検討した上で必要な施策について、計画に取り入れるという作業をする時間など到底ないスケジュールの中で、アリバイ的に公聴会やパブリックコメントを実施した上で進めていくのは反対であり、この計画は撤回されるべきです。

以上です。

(司会)

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、番号5番の方、お願いいたします。

(公述人5)

どんなに綺麗事で説明されても、無理やり通した法律を盾に取っても、大阪にカジノを誘致することには絶対反対です。

私達市民の財布から巻き上げたお金をカジノ業者に吸い上げて儲けを貪るのがカジノです。カジノはギャンブル依存症を増やします。

その射幸性に惑わされたら誰もがなりうるということと、ひとたび依存症になればそこから抜け出すのは非常に厳しく、当人だけでなく家族も周りも巻き込んで生活人生を壊してしまいます。

だからこそギャンブルは刑法で取り締まってきたのです。

それをあろうことか自治体が税金を使って呼び込むなど、ましてや人から巻き上げたあがりをあてにして観光だ、儲けだ、成長だとする、こんなことは間違いです。

昨年末の梅田のクリニックが燃やされて本当に悲しいことが起こりました。

火をつけた容疑者も真面目な職人だったのに、競馬にお金をつぎ込み、仕事も辞め、不安を募らせていた、と報道で知りました。

ギャンブル依存が人生を狂わせてしまったことは明白です。

この社会の生きにくさから、心の闇を抱えてしまう人は後を絶ちません。

自分は大丈夫、ギャンブルにのめり込む人が悪いと目をつぶることはできません。

2,000万人の集客数で7割は国内客、年間550万人がカジノをしに来て年間140万円を賭博に投じる計画は、20人に1人がギャンブル依存症になる日本の状況からして、一体どれだけの依存症の患者を生むのか。

年間27.5万人が依存症になるとも言われています。

今も依存症で苦しむ人がいる中で計画された対策は絵空事でしかありません。

心の闇に苦しむ人を少しでも減らし、生きる希望をつなぐことを求めるなら、カジノ誘致なんて計画しないことです。

生きづらさを抱えた人に寄り添う梅田のクリニックの事件のときも、松井市長は登庁なしでお休みでした。心は痛まなかったのでしょうか。

ギャンブル依存症のことなんて本気で心配していないのが丸わかりです。

説明会で明らかになっているように、今回の区域整備計画はファミリーでも楽しめるという、I Rに来る子どもも含む日本人来場者が1,400万人、そのうち日本人の年間カジノ入場者が1,066万人という想定です。

そして毎日4万4,000人がカジノに行く、金持ちにはテーブルゲームで一攫千金を狙わせ、6,400台も恐ろしい数のスロットマシンでパチンコ店さながらに金をつぎ込ませる空間を作る、そして1人1日平均2万6,250円負けさせるという想定です。

それでカジノで4,200億円、年間売上、大阪府・市に1,060億円還元されると謳っているのです。想定自体があり得ない計画ということは一目瞭然です。

日帰り客含めて日本人がこれだけ来訪するというのはどこにも根拠はない。

私はたくさんの人に聞いていますが、街中では自分には行かないという人がほとんどです。

集客数を維持することが前提の計画を、大阪府・市でやるということなら、吉村知事、松井市長、IR推進局の皆さんを先頭に、大阪府・大阪市の職員を自爆営業さながらに家族を連れてカジノに通い、財産をつぎ込む覚悟での計画でしょうか。

経済成長だ、大阪の経済が潤う、市民・府民に還元される、雇用が生まれると何回呪文のように言われても信用できるものではありません。

35年間こんなものに縛られて負債を抱えて大阪府民・市民の税金がさらに巻き上げられてしまうことは目に見えています。

博打で受けようとする、儲けようとする考えは生活・命を守る自治体のやるべきことではありません。

大阪を博打の街にして荒廃されるのに税金をつぎ込む計画でなく、大阪の文化・歴史・産業・食べ物・人情をもっと大事にした観光とコロナでより厳しい大阪の暮らしを支える公共の役割に立ち返っていただきたい。

こんなちっぽけな公聴会で府民の意見を聞いたとは言えません。

こんな大それた計画をどうしても進めたいと考えるなら、まず大阪市民に都構想を問うたように、住民投票で堂々と府民の意見を聞くべきだと思います。

(司会)

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、番号6番の方、お願いいたします。

(公述人6)

私は違法性の阻却について意見を述べたいと思います。

カジノ業者が儲けた、儲けたというのは、巻き上げた、というふうに言った方が正しいかもしれません。これは金の流れに対価が伴っていないという意味において巻き上げたというふうに言います。

これをGGRというふうに呼んでおられますが、4,200億円というのが、実はこれが経済効果であるというふうに言われています。

しかし、賭博ですから、一方の負けは一方の勝ちと利益相反的であります。

賭け客が巻き上げられた4,200億円というのは、マイナスの経済効果と考える必要があります。

ます。実はこの区域整備計画は、この4,200億円、巻き上げられたお金について、マイナス効果ということ計算に入れておられません。

これは、この区域整備計画の致命的な欠陥である、私はそういうふうに考えます。

これはちょっともう少し後で説明をいたします。

I R全体の売り上げが5,200億円です、その内カジノが80%を占めると。波及効果を含めると1兆1,400億円、これは運営の方ですね。

この場合、経済学で言うと乗数は2.19になります。

この乗数を使って、賭け客が巻き上げられた先ほどの4,200億円、これを計算してみます。

つまり、巻き上げられたということは、所得の引き下げ効果があるということです。これは波及して起こっていきます。これに2.19をかけると、なんと9,200億円になるんです。

これが実はネガティブなものなんですね。

一つの企業だけで考えるんじゃなくて、地域全体で考えるというのがI Rの効果ですから、この失われた9,200億円というマイナスの効果を考慮していない。

これが非常に私は問題だと思います、こういう巨額のお金を考慮に入れてないということによって、つまり、カジノの効果が過大に評価されている。

つまり、企業の関係で言うと、これは粉飾ということになるんじゃないかということ私を思います。ですから、この計算は科学的に客観的にやらないといけません。

つまり、この区域整備計画ではプラスの面だけが効果それだけを計測されているということです。

こうしたことを考えると、実質的な経済効果は、私は極めて小さいというふうに見ています。違法性の阻却というのは、どういうことで違法性の阻却と言われているかということ、経済効果があると言っておられるんです。

経済効果があるから違法性が阻却されているんだと。そうじゃないんです。

経済効果はほとんどないというふうに考えます。

納付金を納める、従業員を雇うと言われるかもしれませんが、納付金の30%というのは一般の企業でも、実効所得税率というのはだいたい30%です。

カジノ業者だけが、特別に重いということではないんです、普通の企業でもやっていることなんです。

こういうことでは違法性の阻却はされていない、つまり違法の疑いがあるというふうに考えます。

以上です。

(司会)

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、番号7番の方、お願いいたします。

(公述人 7)

はい。

大阪府以外の大阪市民として一言発言させてもらいたくて来ました。

12月末に新聞報道があっぴびっくりしたんですよね。大阪府が液状化対策その他790億円、回り回って市民が払う。これ大阪府だけの問題なんだろうか。

ところが今日のこの主催者もそうですが、大阪府・大阪市IR推進局、しかもそれが進めば大阪府が事業の主体になってくる。

なんてことだと、大阪府だけの問題じゃないと。

それで1月7日金曜日に、早速第1回目の説明会に行ったんですけども、いろいろ質問出たけれども、残念ながら推進局の方からまともな答えが聞けなかった。

そしてその翌日ですよ。

1月8日の土曜日にこの公聴会の公述人、傍聴人を締め切り、こんなのおかしいでしょう。説明会に出ているんなことを聞いた上で自分はこうだあだ賛成反対意見を言いたい、こうなるべきじゃないんですか、1日しか余裕がない、これでは全くスケジュールが最初に決めてあって、そこに当てはめた。そうとしか思えません。

今まで大阪府民に対してきちんとした説明、納得、合意が得られるような機会がどんだけ保障されていたというんでしょうか。

私はこれは全くおかしい手続きだと思います。

勘ぐれば、やましいところがあるから、府民にちゃんと説明しないうちに、ことを運ぼうとしてるんじゃないのか、こういうふうなことを思います。

しかもその根拠、今までたくさんの方おっしゃってますように、この経済効果を含めて根拠が明確ではない。

これは賛成の立場でも反対の立場でもそうだと思うんですよね。

それをもっときちっと明確にすべきだ。そしてそれができないんだったら、これは議会で決めずに、全体の投票、住民の意見を、意思を問うようなことで決めるべきだと、そういう内容だと思ってます。

もう1つです。

私は府立高校の社会科の教員として教壇に立っています。

今日は勤務がありませんけれども、カジノは刑法第186条賭博罪に当たるんじゃないでしょうか。常習賭博は3年以下の懲役とあります。

それをすり抜けるためにカジノ整備法が作られましたが、そのときにどさくさ紛れに大阪府の方から、高校3年生にパンフレットが配布されました。

その中身を見てびっくりしました。

私は担任ではありませんので後でそれを見たんですが、こう書いてあるんですよね。

「ギャンブルは生活に問題が生じないように、金額と時間の限度を決めてその範囲内で楽しむ娯楽です。」

のけぞりましたね、これには。これギャンブルを推奨してるんですよ。  
私達はね、教員として、高校生の学習を保障するために、例えば、パチンコ店にいて、警察なんかと一緒に行って、その店主の方に、この協力を依頼する、やりましたよ。  
それから修学旅行その他で違法な賭け金の関わるような、賭け麻雀をやったと。  
見つかった場合には、これ厳しく指導していましたよ。  
これが根底から覆されることになるんです。  
こういうふうなことが、高校3年生に刷り込まれたらどうなっていくかということを一切考えてないんですよ。  
保護者から、例えば、いろんな問題があってギャンブルにのめり込んだ、そういう生徒がいると、何とかしてほしい、そういうふうなことが担任なり学校に相談があったとしても、いやこれはこういうことでできませんよ。  
それで本当にいいんですか、大阪の子どもたちに。こういう問題があるんです。  
いずれにしましても、こういったことを、もしもこのギャンブルがいいよと言うんだったら、吉村知事が直接高校3年生に話をすべきですよ。  
そういうことがない限り、こんな形で進めていくのは全くおかしいです。  
反対です。

(司会)

どうもありがとうございました。  
それでは続きまして、番号8番の方、お願いいたします。

(公述人8)

私は、IR区域整備による経済的・社会的効果、来訪および滞在寄与施設、カジノ施設について意見を述べさせていただきます。  
私はおよそ3年間夢洲の自然調査に参加してきました。  
夢洲は皆さんもご存知のとおり、大阪府レッドリストにおいて生物多様性のホットスポット、そのAランクに選ばれている場所です。  
私達の調査でも、絶滅危惧種51種類を含む鳥類113種類、植物にいたっては既に大阪から絶滅したとみられている種類も確認されています。  
夢洲は大阪湾沿岸部において最も多種多様な鳥をはじめとする希少な自然と出会える貴重な場所になっています。  
世界では気候変動への対応が重視されており、例えば、劣化した生態系の少なくとも20%を再生復元するという目標も新たに掲げられようとしています。  
その中で、大阪湾沿岸部から埋立てによって失われた環境を再生保全し、さらに充実した自然再生エリアとして未来へつなぐならば、それこそがこれからの時代、人や企業を呼び寄せるものとなるのではないのでしょうか。

2019 年世界初の国立公園都市となったロンドンでは、ロンドン市内の樹木の 10%を増加、緑地カバー率 50%への引き上げなど 6 つの環境課題への対応を打ち出しました。

シンガポールは単なる緑化ではなく、在来の自然と共存し、都市と自然の一体化をめざし、気候変動への対処、あるいは人々の健康な暮らしのために緑地を広げ、湿地を保全し、干潟を再生し、今までに失われてきた自然を取り戻す動きが世界の趨勢となっています。

何より、その自然豊かさによって、都市の地価が上昇し、都市格も高まり、多くの企業や観光客をその都市で呼び寄せる力となっているのです。

I Rの核である国際会議場・展示場についても、開催場所選定には、いかにその地が魅力的か、多くの場合、豊かな自然に触れ合える場所、あるいはその地で長く息づいてきた伝統文化に触れられる場所が好まれ、選ばれていることは周知の事実です。

大阪は日本国内でも有数の古都であり、あまり周知されてはいませんが多くの日本古来の伝統芸能や文化を生み出し、あるいは育んできた土地であり、その文化は今も脈々と受け継がれています。

ここに、さらに豊かな自然が加われば、どれだけ魅力ある都市となるでしょう。

カジノのようなありきたりで、既にオンラインにその中心が移行しているともいわれるものと、どちらが場所としての求心力を持つでしょうか。

私達はコロナ禍前に大阪市内大規模公園を訪れた人へのアンケートを行ったことがあります。

インバウンド景気真っ盛りだったために多くの海外からの旅行者がアンケートに答えてくれましたが、その際答えとして際立ったものが、「緑を見に来た」、「自然と親しむために来た」「大阪には緑が少なく公園には癒しを求めてきた」のこの 3 つであり、欧米系の旅行者にいたっては 100%の率でこの 3 つの項目の答えを返してこられました。

また、それを裏付けるのが 2018 年の統計ですが、世界主要 30 都市の市民 1 人当たりの緑地面積・緑被率ランキングの大阪は第 27 位で 1 人当たり 5 m<sup>2</sup>、大阪に比べて緑が多いといわれる東京でさえ 25 位、1 人当たり 11 m<sup>2</sup>。

ちなみに先ほど述べたロンドンは 14 位、26.9 m<sup>2</sup>、そしてシンガポールは 1 人当たり 66 m<sup>2</sup> で第 4 位でした。

ただ、これらの指標に夢洲の豊かな自然は入っていないんです。

反対に言えば、夢洲の豊かな自然を残し、更なる再生を促すことで、大阪の緑被率において、あるいは自然の豊かさにおいて、世界各国と肩を並べることも可能なのではないのでしょうか。

大阪府は、2025 年までに緑被率 20%を指標目標としており、大阪市は令和 2 年の環境白書において、2025 年度末の緑被率約 10.4%（2012 年度値）を維持、もしくはそれ以上を達成すると明記しています。

そして夢洲は地区ごとの特性を生かした緑化を推進するための計画の核となる緑化重点地区 6 つのうちの一つに選ばれている地域でもあります。

先ほど述べたロンドンの国立公園都市ですが、史上初の国立公園都市のための国際憲章が作成され、2025年までに少なくとも世界25都市まで国立公園都市を増やすことがめざされています。

本当に大阪府・市の、持続可能な成長と発展を望むのであれば、この国立公園都市に手を上げることができるような都市となるべきであり、国際会議場に併設すべきはカジノではなく、豊かな夢洲の自然環境ではないのでしょうか。

I Rのための整備が進んでるとはいえ夢洲に今からでも自然再生を行うことは可能です。グローバル化が進展する中、社会情勢や都市が抱える諸問題に対応し、本当の意味で大阪が世界を代表する都市に今後成長していくことが必要です。

そのためにはまず何より市民が誇りに思い、住みたいと思う都市であること、そして大阪に事業者が集まり働きたいと思う都市であること。

今後、今まで以上にそのようなことが求められます。

これは平成37年度を計画期間とする新・大阪市緑の基本計画に記されている言葉です。

この言葉をかみしめてほしいと思います。

(司会)

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、番号9番の方、お願いいたします。

(公述人9)

I R・カジノの設置に反対します。

カジノとI Rは一心同体と言ってもよいと思います。賭博場・カジノは悪いが、I Rは良いというように分離できるものではありません。

カジノはI Rの一部であって、カジノ誘致そのものではないという説明にいたっては、詭弁以外の何物でもありません。賭博場をI Rというオブラートでくるんだだけです。

相手の金を巻き上げることに終始する賭博行為、他に何の付加価値も生み出さない、この行為は、本来的に勝ち逃げを許さない。

勝ったラッキーバイバイ。これをやられたら、博打の胴元、カジノ業者は成り立ちません。

また、人間の心理として勝てば、これまた欲が出る。

時間を忘れて賭博に打ち興じさせる巧妙な装置。

すなわち豪華なホテルとレストラン、ショッピング、劇場や展示場、会議室等々、これがI Rだと思います。

このようなカジノとI Rが社会を豊かにして安定した経済的効果を持つとは思われません。私達の税金を含む限りある資源は人間活動のあらゆる分野における基礎研究や開発、健全な商業活動、さらに中小の業者への経済的援助などを通して、付加価値が増大する方向で行われるべきです。

そして全ての人々の命と生活を保障し、特に将来の世界を担う若者の成長を保障する方向で限りある資源を使うべきだと思います。

コロナ禍による不安定な経済、雇用減少、来訪者の減少、旅行者の消費額も減り、何よりもカジノ業者が撤退する事例を通して、I R・カジノの経済効果については、多くの市民や識者から疑問の声が上がっています。

おまけに1,240億円という膨大な初期投資、地盤沈下や液状化対策への更なる公金投入。

一方、増加するギャンブル依存症の深刻さ、本人はもちろん家族も不幸になります。

また、反社会的集団がカジノを資金洗浄に利用すると聞けば、この事業の社会的効果を評価できるものではありません。

今までの新聞報道を見ても、I R・カジノに反対の意見は3分の2以上に上っていました。

もっともなことだと思います。

何かに経済的社会的効果があると一般に認められるとき、そこには必ず地域住民の合意があるはずで

す。しかし合意がない、あるいは合意形成が難しいI R・カジノとなれば、次の点を指摘したいと思います。

まず、日本国憲法92条、これには地方公共団体の組織および運営に関する事項、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定めるとあります。

この法律が地方自治法です。

そして、地方自治法第1条の終わりには、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする、とあります。

地方自治の本旨、すなわち地方自治制度の2つの核である住民自治と団体自治ですが、その住民自治は住民の意思に基づいて行われるとされています。

I R・カジノ事業の推進をめぐる大阪府・市の行政のあり方が、地方自治の本旨にのっとっているのか、今まさに問われていると思います。

朝日新聞1月24日の「万博の島膨らむ工事費、液状化、土壌汚染、1年余りで2,300億円増」と題する記事の中に次のような松井市長の言葉がありました。

巨額の追加費用が生じていることについて、松井市長は「試算が甘かった、市の品質管理が非常にずさんだった」と認めつつ、いずれも容認する姿勢だ。

生じている巨額の追加費用、今後さらなる公金投入にとどまるどころはあるのか。

地盤沈下や液状化だけでなく、気候変動により関空の島に押し寄せる高波がどんどん大きくなっていると聞けば、夢洲にも同様のことが心配されます。

最後に地方自治法222条です。

普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間はこれを議会に提出してはならないとあります。

この点をよくご検討ください。

以上です。

(司会)

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、番号 10 番の方、お願いいたします。

(公述人 10)

私は一大阪市民として、このカジノ・I Rの誘致に絶対反対という思いを皆さんに何が何でも聞いてもらいたいと思ってこの公述を申し込みました。

それと、大阪にカジノが似合うといった元知事を私絶対許しません。

私は 10 年ほど前にこの大阪に引っ越してきました。

大阪市に勤めていたので大阪市のいいところをすごく私は気に入って、この大阪に住みたいと思ってわざわざ引っ越してきた人間です。

大阪の歴史や文化や、そういう大切にする、それから人情とかもあるし、それから地元の商店街なんかもすごく生き生きしている。

それから世界に誇る技術を持った地場産業、そういう大阪を本当にいいなと思って住んでたんですけども、ここになぜカジノを持ってこなくちゃいけないのか、怒り心頭です。

実は私は今まで、多くを語らなかつたんですけども、身内に依存症で苦しんだ人間がいます。そういうことに対してすごく引け目を感じていた私ですが、このカジノの誘致に伴って、いろんな勉強させてもらうことで、カジノにはまる、そういうリピーターの人、いわゆる依存症予備軍の人たちがたくさん生まれるっていうことを、もう恐ろしく思います。

私の身内は親や、それから兄弟にもどんどん借金の肩代わりをっていうことで、それで何とか犯罪に走らなかつたのかなと思ってますが、この会場にいらっしゃる職員の皆さんや皆さんの中でね、そういう家族をお持ちの方いらっしゃるのでしょうか。本当に大変なんです。

それを私は身をもって我慢してきたので、このカジノがいかにか人の心や、それから家族や、それからその人の仕事も奪ってしまう、そんな恐ろしいものであるかっていうことを真剣に考えて、考え直してほしいと思っております。

この来場者の多くは日本の方、7割が日本の方と聞きます。

その日本にこんなにね、いわゆる富裕層、お金があり余って使っても全然なんともない人がそんなにたくさんいると思いません。

一般庶民の方がなけなしのお小遣い握って通われるんじゃないかなっていうのを、私は自分の経験から想像していますが、そんなことを平気でする自治体、大阪市っていうことで、そこの職員の皆さんも、それはわかって進めてらっしゃるのか、ぜひ聞きたいです。こういう市民の不安とかをきっちり。説明会って言っても、この前の説明会もほんまに、I R業者が作ったのをただ朗読されてるだけの説明会。で、私達は市民に問うてほしい。

説明会や公聴会で一部の市民の声を聞くんじゃなくて、全ての市民・府民にきちっとこれを

するかどうかを問うてほしい。住民投票のような形でそれをやってほしいと思っております。

もう1つは産業廃棄物のことです。

産業廃棄物の処理場として、夢洲がずっと使われていた。私は自分がパートで仕事をしているときに、産業廃棄物、産廃は黒い袋に入れて、もうすごくたくさん出るんですけども、何でもかんでも入れちゃうんです。それ入れたらもうそれでいいからって言われて、こんなもんも入れるのって思いながら入れてて、それが埋立地に行くっていうのも知ってて、ちょっと私自身は不安だったんですけども、案の定、汚染物質が出る、メタンガスが出る。当たり前です。

こんなね、不安定な、危険な場所になぜそんなたくさんの方が収容できるような大きな施設をつくるんですか。

万が一のことを考えたら、もう本当に恐ろしいです。咲洲っていうところにね、自転車で行ったことがあります。行ったことありますか、皆さん。

自転車で行くの大変なんですけども、この自転車で行くことでこっだけ苦勞するんやったら万が一の、その災害のときに皆さんが必死で避難するのは、もう絶対無理やろうなって思いながら行ってました。

この夢洲も同じ人工島ですよ。

そのところで、地盤も大変だし、そういう災害のときの計画も、こんな絶対ありえない。安全な計画なんかあり得ないと思うんだけども、もう皆さんがいっぱい言うてくれはったので、このぐらいで終わりにしますが、ぜひIRの推進を止めてほしい。

それからもう1つ、それを住民に問うてほしい。市民の意見を、府民の意見を聞いてほしいということで、選挙に勝ったら何でもできるんかって、それは絶対間違ってます。

ぜひよろしくをお願いします。

(司会)

どうもありがとうございました。

以上で、本日お越しいただきました方の公述は全て終了いたしました。

ここで私から1名の方の公述を代読させていただきます。

(公述人 11 (司会による代読であり、提出意見の原文))

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画(案)の43ページ【要求基準17】の「2. 認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の使途(府市共通)」の「(3) 観光の振興に関する施策」について意見を申し上げます。

この中の「(d) 世界に誇れるスポーツ推進都市の実現」という項目を削除してください。

音楽・映画などの、ヒトのココロを魅了するコンテンツは多様化しています。

これらを創作する民間のコンテンツ事業者は創意工夫を凝らしています。そのひとつにイ

ースポーツがあります。イースポーツで取り扱うのは、仮想的なデータです。楽しむことに特化した競技ルールの設定が無限に可能です。今後も、新たなコンテンツが数多く創造されていくでしょう。

これに対して、スポーツは、競技ルールが固定されています。ルールを変更しようとしても、選手への影響が大きいため、変更することはできません。身体能力には限界があります。スポーツは、過去の記録を越えることを目標としています。目標を過去に置いているのですから、未来指向ではありません。勝ち負けにこだわり、負けた者は注目されません。スポーツをやりすぎたため、カラダをコワすことはよくあります。

今後、スポーツは衰退し、イースポーツなど多数の新たなコンテンツが成長することは明白です。スポーツが盛んであるかのように見えますが、それは、スポーツと政治・行政が結託し、スポーツに税金が流れるようになっているからです。スポーツが税金によって保護されることは、公平性に欠け、競合する産業の成長を阻害することになります。

スポーツをプレイするには、経済力や体力が必要です。

市民がスポーツをしていない理由は、スポーツ施設が無いだけでなく、経済的に貧しいためです。貧困をなくし、スポーツができるぐらいの経済的なゆとりを市民に与えることが先決です。アスリートに特別な公的資源を割り振ることは不公平です。

スポーツをしたくない市民や嫌いな市民、スポーツをまったくできない市民、そしてホカのコトガラに関心を寄せる市民は多数存在します。これらの市民にとって、スポーツは不要不急であり、無意味です。

スポーツが市民に与えるものとして感動があります。感動という実態の存在しない主観に対して、公的資源を割り振ることは不当です。市民の主観に直接作用する施策は、行政に対する見方・考え方をゆがめ、恣意的な行政の運用がなされてしまいます。スポーツは、趣味娯楽として、その感動を享受する個人が経費を負担すべきです。

I R 事業で最も懸念されるのが、国際的な競争環境です。

仮に I R 事業が成功した場合、他の国においても、国際競争力の極めて強い I R 事業を始めるでしょう。日本は自然災害が多く、厳しい規制をする必要があるため、日本の I R 事業が国際競争の中で生き残れるわけがありません。

I R 事業は収益が不安定であることは十分想定されます。基金を創設し安定化を企てたとしても、スポーツ施設の維持管理費を支払えなくなるリスクがあります。

基金という制度は、予算・決算という制度が無く、議会等による使途の合意形成ができず、公開されず不透明です。民間企業が介在し、多額の資金が取り扱われることから、基金という制度を利活用することには反対いたします。

I R 事業のネウチを端的に示すのが、7 ページの「三道体験スタジオ」です。華道・茶道・香道などの日本の伝統的な芸道を提供する事業です。

最新技術で演出をしたとしても、このような、日本人にすらナジミの無い伝統芸に将来性や価値がある、と計画していること自体が、I R 事業には未来が無いことを示しています。

以上です。

(司会)

以上で本日の公述を全て終了いたしました。

本日の公聴会の内容は、会議録を作成し、個人情報や法人団体等の情報、公序良俗に反する発言等を除き、準備が整い次第、I R 推進局ホームページに掲載いたします。

また、公述された意見に対する大阪府・大阪市の見解につきましても、後日、I R 推進局ホームページで公表することといたします。

これもちまして、本日の公聴会を終了させていただきます。

※一部、確認できない箇所等があり、正確性を欠く場合があります。ご了承ください。